三　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
6　新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　電話による飛行場航空情報に関すること。
三　（略）
（削る）

（削る）

7・8　（略）
9　関西空港事務所にあっては、第七項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。
10　（略）
（航空管制官）
第六十五条　（略）
2　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
三　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
四～九　（略）
3～7　（略）
（所掌事務）
第八十一条　（略）
（削る）

（新設）

（新設）

6　新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
（新設）
二　（略）
7　新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項、第四項及び前項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。
8　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること。
二　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（空港出張所及び航空管制官の所掌に属するものを除く。）。
9・10　（略）
11　関西空港事務所にあっては、第九項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。
12　（略）
（航空管制官）
第六十五条　（略）
2　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　飛行場管制業務に関すること。
二　（略）
三　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。
四～九　（略）
3～7　（略）
（所掌事務）
第八十一条　（略）
2　大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。
一　航空機の運航の監督に関すること。
二　航空機の航行の方法に関すること。
三　航空情報に関すること。
四　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。